

特例水準の指定および評価結果等について

- 医療法第134条第1項および同施行規則第125条の規定に基づき、医療機関勤務環境評価センターから通知された評価結果等について、以下のとおり公表する。

	指定日	指定した特定労務管理対象機関の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価結果（結果概要）	県による支援の方針
		指定の種類	指定事由		
福井大学医学部附属病院	令和5年9月15日	連携型 特定地域医療提供機関 (連携B水準)	医師派遣	労働関係法令および医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、宿日直体制の見直しや看護師による特定行為等のタスクシフト・タスクシェアも進んでいる。今後、更なる労働時間の短縮に向けて、自主的な取組のほか、県による必要な支援を講じられたい。	県においては、労働時間のより一層の短縮のため、医療の職場づくり支援センター（勤務環境改善支援センター）と連携の上、個別訪問によるヒアリング等にて課題を把握し、必要な支援を実施していく。
市立敦賀病院	令和6年3月29日	特定地域医療提供機関 (B水準)	救急医療	労働関係法令および医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、適切な労務管理体制の構築はなされているが、医師の労働時間短縮に向けた研修や医師の業務の見直しの実施などが計画段階であるため、早期実施に向けて必要な取組を進めるとともに、県による必要な支援を講じられたい。	県においては、労務管理体制の整備等のため、医療の職場づくり支援センターと連携の上、個別訪問によるヒアリング等にて課題を把握するとともに、同センターが主催する講習会への参加を勧奨するなどを通じて、労務管理にかかる意識を高めるための支援も実施していく。